

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年3月1日（令和6年（行個）諮問第31号）

答申日：令和7年9月22日（令和7年度（行個）答申第83号）

事件名：本人に係る療養補償給付不支給決定に係る特定病院医師意見書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表の1欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分につき、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月11日付け大個開第5－484号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

処分庁が行った原処分を取り消し、「法78条1項2号」「法78条1項3号イ」に該当するもの以外の全ての保有個人情報を開示する旨の決定を求める。

（2）審査請求の理由

実地調査復命書及び添付資料の一切に、誤った事実や誤った事実を基にした意見等が含まれていないか確認したい為。また、添付資料の不足がないか知りたい。

中でも特に知りたいこととして、

ア 添付資料No.1「療養の費用請求書」の裏面が添付、開示されていない。

イ 添付資料No.7、No.8の資料名と内容

ウ 添付資料No.9 特定大学特定学部附属病院主治医意見書に不開示の箇所がある。主治医意見書は審査請求人に対して開示すべき情報と思われる。（不開示箇所は、受傷前の眼の写真でしょうか？）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の要旨

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年8月18日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年12月3日付け（同月6日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「令和5年特定月日付けで、特定労働基準監督署が決定した療養補償給付たる療養の費用不支給決定通知に関する、実地調査復命書及び添付書類の一切」に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、5の①、6の②及び7の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、4の①及び4の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しな

いため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号6の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医等が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③及び6の①の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、4の①及び4の②は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(2)ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号6の③の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益

を害するおそれがあることは、上記（２）ア（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、医師が請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法７８条１項該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法７８条１項条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 令和６年３月１日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年３月１３日 | 審議 |
| ④ 令和７年８月２６日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年９月１６日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の２に掲げる文書に記録されている保有個人情報の追加特定を求めるとともに、不開示部分の一部（別表の２欄に掲げる文書番号１の①、文書番号４の①及び②並びに文書番号６の③の不開示部分）の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、別表の２欄に掲げる文書番号４の③及び文書番号５の②に掲げる部分を新たに開示するとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人

情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件審査請求において、別紙の2に掲げる文書（以下「請求書の裏面」という。）が添付、開示されていないとして、本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の特定を求めている。
- (2) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の特定について、理由説明書（上記第3の3（1））において、「令和5年特定月日付けで、特定労働基準監督署が決定した療養補償給付たる療養の費用不支給決定通知に関する、実地調査復命書及び添付書類の一切」に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である旨主張する。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細を確認させたところによると、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁において改めて本件対象保有個人情報の確認を行った結果、療養補償給付たる療養の費用請求書（以下「請求書」という。）の裏面は、実地調査復命書の添付書類として存在が確認された。

イ 原処分において請求書の裏面が本件対象保有個人情報に含まれていなかった理由としては、請求書の裏面は両面コピーの状態で実地調査復命書に添付されており、処分庁が原処分の事務処理を進める中で、何かしらの事務処理誤りにより、請求書の裏面が本件対象保有個人情報から漏れてしまったことが考えられる。

- (3) したがって、大阪労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として、請求書の裏面を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

通番1の4欄に掲げる部分は、調査結果復命書に添付された資料一覧の一部における記述である。当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、労災認定に係る事務において、一般的に行われる対応に関する資料の位置付けを表すにすぎない情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分が上記の性質のものであることに照らせば、これを開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれ

にも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1（文書1の7頁）の不開示維持部分は、調査結果復命書に添付された資料一覧の一部における記述である。当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番1（文書1の7頁を除く。）及び通番3の不開示維持部分は、特定労働基準監督署の調査官が関係者に対して聴取した内容を記載した第三者行為災害報告書等の一部及びそれらから引用した調査結果復命書の一部である。

また、通番2の不開示維持部分は、第三者行為災害報告書の記載の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、関係者等が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番4の不開示維持部分は、医療機関から提出された資料に記載された主治医の診断内容に関する記述の一部である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等をおそれ、診療録の提出等、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 その他

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、

特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について大阪労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同項2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、大阪労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

- 1 令和5年特定月日付けで、特定労働基準監督署が決定した療養補償等給付たる療養の費用不支給決定通知に関する、実地調査復命書及び添付書類の一切
- 2 文書番号1の10頁「療養補償給付たる療養の費用請求書」の裏面

別表

1 文書番号 及び文書名	2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2 欄のうち開 示すべき部分
	該当部分	法 7 8 条 1 項各号該当 号		
1 調査結果復 命書等	① 2 頁、3 頁、5 頁、7 頁 不開示部分	2 号、7 号 柱書き	1	7 頁No. 7 の不開示 部分 6 文字目ない し 8 文字目、No. 8 の不開示部分 7 文 字目ないし 9 文字 目
2 第三者行為 災害届等	(不開示部分なし)	—	—	—
3 レセプト等	(不開示部分なし)	—	—	—
4 第三者行為 災害報告書 等	① 2 頁ないし 3 頁 不開示部分 (③除く)	2 号、7 号 柱書き	2	—
	② 5 頁、6 頁、8 頁、9 頁 聴取内容 (③除く)	2 号、7 号 柱書き	3	—
	③ 2 頁、3 頁 相手方氏名等 5 頁、8 頁、9 頁 聴取年月日	新たに開示	—	—
5 医師意見書 等	② 6 頁 不開示部分	新たに開示	—	—
6 診療録等	③ 3 5 頁、9 2 頁 医師の意見	2 号、7 号 柱書き	4	—

(注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会において作成した。

2 原処分における不開示部分のうち文書番号 1 の②、③、文書番号 5
の①、文書番号 6 の①、②、文書番号 7 は、審査請求人が開示を求
めていないことから、記載を省略した。